

建設コンサルタント業務等の 更なる品質確保対策の試行について

平成21年5月11日
北陸地方整備局

北陸地方整備局では、建設コンサルタント業務等において、新たな品質確保対策の試行として平成20年10月9日以降に入札手続きを開始するものから適用したところですが、試行以前に増して低入札が増加しており、業務成果における良好な品質確保への影響が懸念されることから、適切な品質を確保するための更なる対策として、以下の試行を実施することとしました。

本試行は、港湾空港関係を除き、予定価格または予定調達総額が100万円を超える業務等を対象に平成21年5月11日以降に入札手続きを開始するものから適用します。

対象業務については、入札説明書または特記仕様書に記載しています。

【品質確保対策の主なポイント】（詳細は概要版P.1～2）

- ①打ち合わせには、主任(管理)技術者が立ち会う。
- ②屋外業務時は、主任(管理)技術者が現場に常駐する。
- ③第三者による照査(検定)を実施。
- ④照査結果報告時には第三者照査の実施者の同席を求める。
- ⑤契約締結後7日以内に、品質確保対策計画の提出を求める。
品質確保対策計画が未定の場合は、業務完了報告書提出時まで実施する旨の確約書を求め。
- ⑥品質確保対策が実施されない場合は、業務成績評定点を10点減点する。
- ⑦品質確保対策計画の提出期限日から定める全ての品質確保対策の実施を明らかにした品質確保対策計画が提出されるまでの間は、北陸地方整備局内の当該業種の他の業務の入札に参加出来ないものとする。

建設コンサルタント業務等の更なる品質確保対策の試行について（概要版）

建設コンサルタント業務等において、新たな品質確保対策の試行として平成20年10月9日以降に入札手続きを開始するものから適用したところであるが、試行以前に増して低入札が増加しており、業務成果における良好な品質確保への影響が懸念されることから、適切な品質を確保するための更なる対策として、以下の試行を実施する。

本試行は、港湾空港関係を除き、予定価格または予定調達総額が100万円を超える業務等を対象に平成21年5月11日以降に入札手続きを開始するものから適用する。

1. 適用対象業務

建設コンサルタント業務等で落札価格が以下に示す価格を下回った場合に適用対象とする。

- ① 予定価格または予定調達総額が1,000万円を超える場合は調査基準価格を下回ったとき。
- ② 予定価格または予定調達総額が100万円を超え、1,000万円以下の場合、下表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④（測量業務の場合は、①から③）までに掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を下回ったとき。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	—
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

※複合業務の場合は、業種区分毎の合計値とする。

2. 品質確保対策の取り扱い

上記1. に該当する業務等について、以下の措置を講ずる。

- ① 契約締結後7日以内に、下記3に定める品質確保対策の実施を明らかにした品質確保対策計画を提出させるものとする。
なお、品質確保対策計画の全て又は一部が未定の場合は、当該部分を業務完了報告書提出時まで実施する旨の確約書（以下「確約書」という。）を求めるものとする。
- ② 業務完了報告書提出時まで当該品質確保対策が実施されない場合は、業務成績評定点を10点減点する。
- ③ 品質確保対策計画の提出期限日から下記3に定める全ての品質確保対策の実施を明らかにした品質確保対策計画が提出されるまでの間は、北陸地方整備局内の当該業種の他の業務の入札に参加出来ないものとする。

3. 品質確保対策

上記1. に該当する業務等について、以下の対策を適用する。

1) 測量業務

- ① 全ての打ち合わせに主任技術者の立ち会いを義務づける。
- ② 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、主任技術者が現場に常駐することを義務付ける。
なお、点検測量の現場作業にあたっては、必要に応じて監督職員が立ち会うものとする。
- ③ 測量作業等で、監督職員が指定するものについて、国土交通省公共測量作業規程に定める第三者機関による検定を契約の相手方の負担において実施することを義務付ける。
- ④ 実施方針、観測、計算等の業務計画、精度管理及び点検測量等について、契約の相手方の照査実施後に第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を契約の相手方の負担において実施することを義務付け、照査結果を厳格に確認するものとする。
また、契約の相手方に、照査結果の報告時に照査を行う第三者（以下「第三者照査者」という。）の同席を求めるものとする。

2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ① 全ての打ち合わせに管理技術者の立ち会いを義務づける。
- ② 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐することを義務付ける。
- ③ 実施方針、使用する基準、業務計画及び業務成果の内容等について、契約の相手方の照査実施後に第三者照査を契約の相手方の負担において実施することを義務付け、照査結果を厳格に確認するものとする。
また、契約の相手方に、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。

3) 地質調査業務

- ① 全ての打ち合わせに主任技術者の立ち会いを義務づける。
- ② 地質調査業務等の屋外で行う業務の実施に際しては、主任技術者が現場に常駐することを義務付ける。
- ③ 実施方針、使用する基準、コア判読、柱状図作成、断面図作成、原位置試験、各種設計常数の決定及び総合解析等の結果について、契約の相手方の照査実施後に第三者照査を契約の相手方の負担において実施することを義務付け、照査結果を厳格に確認するものとする。
また、契約の相手方に、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。

4) 補償関係のコンサルタント業務

- ① 全ての打ち合わせに主任担当者の立ち会いを義務づける。
- ② 用地測量業務及び用地調査等業務の屋外で行う業務の実施に際しては、主任担当者が現場に常駐することを義務付ける。
- ③ 用地測量業務及び用地調査等業務（用地測量業務を含む。）で「照査」を含む業務については、契約の相手方の照査実施後に第三者照査を契約の相手方の負担において実施することを義務付け、照査結果を厳格に確認するものとする。
また、契約の相手方に、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。